

令和元年度 大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて

○地域密着型市民啓発事業

「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、大阪市人権啓発推進員※の育成を図る。

※大阪市人権啓発推進員  
本市の人権啓発その他の人権施策に関する業務を市民等に委託する大阪市人権啓発推進員制度の実施について定めた「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」(平成30年4月1日制定)に基づき、769名(令和元年6月)が、市長から委嘱されている。地域に根ざした啓発活動を各区と協働して展開している。

(事業目的) 地域に根ざした人権啓発活動の担い手として活動する人権啓発推進員が、当事業の研修会等を通じて習得する知識・スキル等を活用することにより、各区・地域の啓発活動においてより一層活躍し、各区・地域における人権啓発の一翼を担うよう、人材の育成をめざす。

(取組み方向) ・各研修の実施にあたっては、より効果的な研修内容となるよう、研修手法やテーマを設定するとともに、開催日程や時間帯を工夫し、参加率の向上に繋げる。  
・人権啓発推進員のモチベーションの向上等を図るため、人権情報誌「KOKOROねっと」やホームページ、フェイスブック等を活用し、人権啓発推進員制度や各区・地域の活動事例等について積極的に紹介し、広報を行う。

(事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」並びに「活用できる」評価:80%以上

事業名		実施時期	事業内容
研修名等			
人 権 啓 発 推 進 員 の 育 成 事 業	新任推進員対象の基礎的人権知識及び傾聴・会話方法等の習得を目的とした研修	調整中	・新任推進員対象の基礎的研修 新たに就任した推進員を対象に基礎的な人権問題の知識や傾聴・会話方法等の手法について習得するとともに推進員の任務・役割等について理解を深めることを目的に実施。 テーマ:調整中 講師:調整中
	全推進員対象の今日的な人権課題に対する知識等習得を目的とした研修	調整中	・推進員の知識習得を目的とした研修 全推進員を対象に地域において人権啓発活動等を実施するために必要とされる、地域が抱える今日的な人権課題の習得を目的にテーマの異なる研修を3回実施。 テーマ:調整中 講師:調整中
	各地域におけるリーダー的推進員の養成を目的とした研修	調整中	・リーダーの養成を目的とした研修 各地域(小学校区等)で代表する推進員1名(市全体で最大約300名)を対象として地域における推進員活動の中心的役割を担えるリーダーの養成を行うため、必要となるファシリテート力、相談への対応力などのスキルアップを行うことを目的に実施。 テーマ:調整中 講師:調整中
	全推進員対象の情報共有による人権啓発事業等の企画・実行手法習得を目的とした研修	調整中	・推進員間の情報共有等を目的とした研修 全推進員を対象にそれぞれが行っている啓発活動について、互いの経験・情報を共有する場を設定し、推進員の任務と役割のより一層の浸透及び理解度の向上を図るとともに、各地域の推進員が効果的・実践的な啓発活動手法を習得をすることを目的に実施。 テーマ:調整中 講師:調整中
	人権に関する資料等の提供	随時	推進員活動に必要な情報の提供するため、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」等を送付。

○市民啓発広報事業

さまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行う。

(事業目的) さまざまな人権問題に関する映像ソフトや教材冊子を購入・作成し、広く市民等に貸し出しを行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上をめざす。

(取組み方向) ・利用者の要望等も勘案しながら、新たなジャンルも含め選定・購入する。  
・利用者の拡大やリピーターの確保に向け、ホームページに加え、人権情報誌「KOKOROねっと」、FB等を活用し、幅広い広報に努める。

(事業の目標) 映像ソフト利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価:80%以上

事業名	実施時期	事業内容
啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入	随時	<p>●啓発資料の保有数計 129種(平成31年4月現在) (内訳) ・男女共同参画 4種 ・高齢者 3種 ・子ども 7種 ・障がいのある人 5種 ・多文化共生 6種 ・同和問題 8種 ・職場・企業の課題 14種 ・人権総論 49種 ・さまざまな人権課題(LGBT・犯罪被害者・ハンセン病・など) 14種 ・その他(演劇ストーリー等) 19種</p> <p>●映像ソフトの保有数計 436作品(平成31年4月現在) (内訳) ・男女共同参画 29作品 ・高齢者 12作品 ・子ども 47作品 ・障がいのある人 31作品 ・多文化共生 12作品 ・同和問題 74作品 ・個人情報保護 17作品 ・世界人権宣言・国際人権等 10作品 ・人権総論(ドラマ・ドキュメンタリーなど) 54作品 ・職場・企業の課題 74作品 ・さまざまな人権課題(LGBT・犯罪被害者・ハンセン病・HIVなど) 39作品 ・その他 37作品</p> <p>[平成30年度実績](平成31年3月現在) 貸出しソフト本数:1,126本 視聴(延べ)人数:30,072人</p>

(事業目的) 人権啓発情報誌によるさまざまな人権問題や啓発事業等に関する情報発信を行うことにより、市民の人権への関心と人権意識の向上をめざす。

(取組み方向) 若者層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほかICTを活用して読者層のすそ野を広げるよう取り組んでいく。

(事業の目標) 利用者アンケートにおける「役に立った」評価:80%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権啓発情報誌の発行	7月(予定) 12月(予定) 2月(予定)	<p>・「大阪市人権だよりKOKOROねっと」を年間3回発行(7・12・2月)。 ・7月・12月は各18,000部作成。2月は小学生(高学年)児童個人向けに「いじめ」を題材にし、4ページ特別号として38,000部作成。 ・若年層が利用するICTを効果的に活用し発信。 ・区役所や人権啓発推進員の取組みなど地域密着情報も発信。 ・本市関係施設、Osaka Metro地下鉄駅等へ配架。市ホームページにも掲載。 ・点字版を作成し、区役所、中央図書館等へ配架。 ・特集テーマ ダイバーシティの観点から 第40号(R元.7月)「性をめぐる、あんなこと、こんなこと」 第41号(R元.12月)「外国人とのかかわり」(予定) 第42号(R2.2月)「いじめ問題」(予定)</p>

事業名	実施時期	事業内容
ホームページ、フェイスブック等を活用した啓発広報	随時	<p>(ホームページ) [<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/category/3054-1-2-21-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/category/3054-1-2-21-0-0-0-0-0-0-0.html</a>] (フェイスブック) [<a href="https://www.facebook.com/shimin.osaka">https://www.facebook.com/shimin.osaka</a>]</p>

(事業目的)障がいのある人の人権課題に関して理解を深めるため、人権への関心が低いと言われる若年層を対象に、啓発活動を実施し、理解の促進を図る。

(取組み方向)2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において多様な交流が図られる機会を捉え、人種・障がいの有無、性的指向などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現に向け取り組んでいく。(平成30年度はLGBT等にかかる人権啓発事業を実施。)

(事業の目標) 啓発イベント参加者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価80%以上

事業名	実施時期	事業内容
障がいのある人にかかる人権啓発事業	調整中	<ul style="list-style-type: none"><li>・若年層を対象に、障がいのある人の人権課題に関して理解を深めるため、人権感覚や感性を体得できる、啓発イベントを開催する。</li><li>・啓発イベントでの内容を活用した啓発動画の撮影し、本市関係施設等で配信・配布する。</li></ul>

○参加・参画型事業

市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する。

●人権に関する作品募集事業

(事業目的) 広く市民(とりわけ人権への関心が低いと言われる若年層)を対象に、人権に関する作品の創作活動を通じて人権意識の醸成を図るとともに、入選作品の展示会、啓発・広報事業への活用を行うことにより、幅広く市民への啓発をめざす。

(取組み方向) ・小中高校生及び一般の方を対象に、キャッチコピーを募集し、優秀作品を人権啓発の広報物等に活用する。  
・これまでのポスター等デザインやフォトなどの優秀作品を融合させてポスター化等を行い活用する。

(事業の目標) キャッチコピー応募数7,000件(過去3年の平均)以上を目標とする。

事業名	実施時期	事業内容
人権に関する作品募集事業	9月募集予定 (12月選考 1月表彰式 2～3月作品活用)	人権に関する作品を募集し、優秀作品をさまざまな人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区等の人権啓発事業に活用。

●人権の花運動

(事業目的) 小学校の児童等が協力し合って花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重を育み、より豊かな人権感覚を身につけてもらう。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) 実施校へのアンケートにおける「児童の人権に対する関心や理解は深まった」評価:80%以上

事業名	実施時期	事業内容
人権の花運動	9月～翌年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>主催 人権啓発活動地域ネットワーク協議会 (大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等)</li> <li>対象 市内小学校25校</li> <li>内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>各校に花の球根、プランター、培養土等を配付して児童により花を育成</li> <li>各校を担当する人権擁護委員が球根の植え付けを一緒に実施</li> <li>人権擁護委員が植え付け時や開花時期等に人権講話や映像ソフトを用いた人権教室を開催</li> </ul> </li> </ul>

●Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業

(事業目的) 青少年など若者層が興味のあるサッカーゲームの場を活用した啓発活動を実施することにより、青年層をターゲットとした人権への関心と人権意識の向上をめざす。

(取組み方向) 全国一斉に国の基本方針に沿って、人権啓発活動地域ネットワーク協議会事業として実施されており、継続して実施していく。

(事業の目標) スタジアム啓発イベント実施ゲームでの来場者へのアンケートにおける「人権問題への関心が深まった」の評価80%以上。

事業名	実施時期	事業内容
Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業	4月～翌年3月	ホームゲーム17試合のハーフタイムに、電光掲示板に人権啓発スポット広告(選手による「いじめNO!」メッセージ)を各30秒放映。
	10月予定	公式戦ホームゲームにおける人権啓発活動 ・場所 ヤンマースタジアム長居 ・内容 子どもによる人権サポーター宣言の実施、啓発横断幕を持つての場内一周啓発物品の配布 など
	12月頃予定	小学生を対象にサッカー教室等を開催し、子どもが楽しく人権を学ぶ機会を提供する。

○企業啓発推進事業

企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組む。

(事業目的) 各種研修会等で習得した知識等を活用して、企業市民である企業・事業所等の事業主、従業員等の人権意識の向上と公正採用選考制度の普及啓発をめざす。

(取組み方向) より効果的な研修内容となるようなテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大にも繋げる。

(事業の目標) 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」又は「活用できる」評価:80%以上

	事業名	実施時期	事業内容
	研修名等		
企業啓発支援事業	人権啓発基礎講座	①4月24日 ②5月28日	企業・事業所内で人権啓発を企画実施する新任人権啓発担当者等を対象に人権啓発担当者として必要な基礎知識の習得と人権感覚のレベルアップを目的に実施。 テーマ①:「ネット社会と差別の現実」 講師①:川口 泰司さん(一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長) テーマ②:「企業活動と人権」 講師②:芝本 正明さん(大阪企業人権協議会サポートセンター長)
	人権啓発スキルアップ講座	①7月18日 ②11月(予定)	人権啓発研修等のスキルアップをめざす従業員や管理職等を対象に、企業や地域における人権研修の実施手法等のより実践的なスキルを習得することを目的に実施。 [前期] テーマ:第1部「社内人権研修の企画・運営の基本事項とノウハウを学ぶ」 第2部「研修課題別の学習ポイントと進め方」 講師:芝本 正明さん(大阪企業人権協議会サポートセンターセンター長)  [後期] ※調整中
	経営層人権啓発講座	9月18日	事業主・経営者層を対象として、CSRの観点から企業経営における法制度の動向、ダイバーシティマネジメントの意義・重要性についての理解を深めることを目的として実施。 講演1:「十人十色のコミュニケーション」(仮称) 講師:ジェフ・バークランドさん(京都外国語大学 教育グローバル観光学科 学科長) 講演2:調整中(外国人労働者に関する様々な人権課題に関するテーマ) 講師:早崎 直美さん(RINK 事務局長)
	ブロック別研修	10月～翌年2月	労務・人事担当の管理職等を対象に、職場における人権課題と労務に関連する人権課題の習得することを目的に市内を5つのブロックに分割し、それぞれで実施 ※テーマ等は調整中(「部落差別解消法」施行に伴う同和問題、ハラスメント、LGBT等・障がいのある人、外国人との共生等に関する人権課題)

○その他

事業名	実施時期	事業内容
効果検証会議	令和2年2月予定	人権啓発・相談センターで市民を対象に、全市的に実施している人権啓発事業及び人権相談事業について、学識経験者、専門家を構成員とする効果検証会議を設置し、より厳密な効果検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図るとともに、次年度事業に反映する。

